

新旧対照表

	新	旧
P.1	<p>(現行のとおり)</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 本組織は、東京ベイ e S Gプロジェクトに賛同する企業やNPO、大学等と官民学連携コミュニティを形成し、プロジェクトの理念や取組を国内外に広く発信するとともに、多様な交流や発信の場を提供し、<u>新たな技術・サービス開発につなげることで先行プロジェクトの効果の最大化及び新たな技術・サービスの開発につなげることで</u>高め、持続可能な都市の実現に寄与することを目的とする。</p>	<p>(略)</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 本組織は、東京ベイ e S Gプロジェクトに賛同する企業やNPO、大学等と官民学連携コミュニティを形成し、プロジェクトの理念や取組を国内外に広く発信するとともに、多様な交流や発信の場を提供し、新たな技術・サービス開発につなげることで先行プロジェクトの効果を<u>高め</u>、持続可能な都市の実現に寄与することを目的とする。</p>
P.2	<p>(活動内容)</p> <p>第3条 本組織は、前条の目的を達成するため、次に掲げる活動を行う。</p> <p>(1) 最新技術情報や事例紹介等の情報発信に関する活動</p> <p>(2) 各種プロジェクトの創出に向けた会員間のマッチング支援やコンソーシアム形成等の推進に関する活動</p> <p>(3) その他、本組織の目的を達成するために必要な活動</p> <p>2 前項の各活動は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。</p> <p>(1) 東京ベイ e S Gプロジェクトが掲げる理念や将来像、都市像に合致するもの</p> <p>(2) 持続可能な社会の実現に関する活動・取組に資するもの</p> <p>3 会員は、第1項の各活動を行うに当たり、必要に応じて企画案等を作成し、事務局へ事前に提出するものとする。事務局は、企画案等の内容を審査し、実施の可否を決定する。</p>	<p>(活動内容)</p> <p>第3条 本組織は、前条の目的を達成するため、次に掲げる活動を行う。</p> <p>(1) 最新技術情報や事例紹介等の情報発信に関する活動</p> <p>(2) 各種プロジェクトの創出に向けた会員間のマッチング支援やコンソーシアム形成等の推進に関する活動</p> <p>(3) その他、本組織の目的を達成するために必要な活動</p> <p>2 前項の各活動は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。</p> <p>(1) 東京ベイ e S Gプロジェクトが掲げる理念や将来像、都市像に合致するもの</p> <p>(2) 持続可能な社会の実現に関する活動・取組に資するもの</p> <p><u>3 会員は、第1項の各活動を行うに当たり、必要に応じて企画案等を作成し、事務局へ事前に提出するものとする。事務局は、企画案等の内容を審査し、実施の可否を決定する。</u></p>

新旧対照表

<p><u>3</u> 会員の営業・広報活動における本組織への参加状況に関する宣伝については、事前に事務局の承諾を得ること。</p> <p>(会 員)</p> <p><u>第4条</u> 本組織は、<u>東京ベイ eSGプロジェクトが掲げる理念や将来像、都市像に合致する取組を行い、かつ、本組織の目的及び活動に賛同する企業、NPO、大学、研究機関、金融機関、投資家、行政機関その他これらに類する法人格を有する団体をもって組織する。</u></p> <p>(現行のとおり)</p> <p><u>(禁止事項)</u></p> <p><u>第7条</u> 会員は以下の行為を行ってはならない。</p> <p><u>(1) 第2条に定める目的以外の活動</u></p> <p><u>(2) 他者またはその他の第三者に対する、本組織を使った勧誘・斡旋行為等</u></p> <p><u>(3) 他者またはその他の第三者の権利・利益を侵害する行為</u></p> <p><u>(4) 他者又はその他の第三者を差別、誹謗中傷又は名誉・信用を毀損する行為</u></p> <p><u>(5) 本規約をはじめとする例規、法令に反する行為又は公序良俗に反するなど事務局が不適切と判断する行為</u></p> <p><u>2</u> 会員は、次に定める事項に該当する場合、本組織で活動できないものとする。</p> <p><u>(1) 営利目的の活動</u></p> <p><u>(2) 政治的、宗教的な活動</u></p> <p><u>(3) 趣味や文化活動等の同好会活動</u></p> <p><u>(4) 学友会や同窓会活動</u></p> <p><u>(5) 反社会的な団体等の使用</u></p> <p><u>(6) 他者に不都合または支障を生じさせるおそれがあると認められるとき</u></p> <p><u>(7) 本組織の管理・運営上、支障があると認められるとき</u></p>	<p><u>4</u> 会員の営業・広報活動における本組織への参加状況に関する宣伝については、事前に事務局の承諾を得ること。</p> <p>(会 員)</p> <p><u>第4条</u> 本組織は、本組織の目的及び活動に賛同する企業、NPO、大学、研究機関、金融機関、投資家、行政機関その他これらに類する法人格を有する団体をもって組織する。</p> <p>(略)</p> <p>—</p>
--	--

新旧対照表

P.3	<p><u>(8) その他、事務局が本組織の趣旨に合致しないと判断した活動</u></p> <p>(会費) 第<u>8</u>条 本組織の会費は無料とする。 2 事務局は、前項の規定にかかわらず、特に必要と認める場合には、別途費用を徴収することができる。</p> <p>(事務局) 第<u>9</u>条 本組織の事務を処理するための事務局を東京都<u>スタートアップ戦略推進本部 戦略推進部 イノベーション戦略課</u>に置く。</p> <p>(雑則) 第<u>10</u>条 この規約に定めるもののほか、本組織の運営に関して必要な事項は、別に定める。</p> <p>(以下、略)</p>	<p>(会費) 第<u>7</u>条 本組織の会費は無料とする。 2 事務局は、前項の規定にかかわらず、特に必要と認める場合には、別途費用を徴収することができる。</p> <p>(事務局) 第<u>8</u>条 本組織の事務を処理するための事務局を東京都<u>政策企画局計画調整部プロジェクト推進課</u>に置く。</p> <p>(雑則) 第<u>9</u>条 この規約に定めるもののほか、本組織の運営に関して必要な事項は、別に定める。</p> <p>(以下、略)</p>
-----	--	--